

三浦電機株式会社「(仮称)北海道(道北地区)ウィンドファーム稚内 環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年10月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)北海道(道北地区)ウィンドファーム稚内環境影響評価方法書について、三浦電機株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道稚内市

原動力の種類：風力(陸上)

出 力：30,000kW前後

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年12月26日
環境大臣意見受理	平成29年 3月17日
経済産業大臣意見発出	平成29年 3月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 4月27日
住民意見の概要等受理	平成29年 7月 5日
北海道知事意見受理	平成29年 9月29日
経済産業大臣勧告発出	平成29年10月20日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井

電話：03-3501-1742(直通)

三浦電機株式会社「(仮称)北海道(道北地区)ウィンドファーム稚内
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 宗谷地域では、他事業者による既設及び計画中の風力発電事業が多数あることから、これら他事業者による風力発電事業との累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り得た上で、騒音、風車の影、渡り鳥及び希少猛禽類のバードストライクや移動経路の阻害等の累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン・カモ類等の渡りのルートになっているほか、専門家等によりオジロワシ等の希少猛禽類の営巣の可能性が指摘されている。このため、渡り鳥及び希少猛禽類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)